

うるま市民芸術劇場等一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

(目的)

1 本仕様書は、うるま市民芸術劇場等のごみ収集業務を円滑に推進するため、その業務要領を定めることを目的とする。

(業務の履行)

2 受託者は、施設から分別されて排出されるごみを指定された日時に完全に収集し、廃棄物処分まで運搬し適正に処理しなければならない。また、ごみ箱周辺の飛散したごみについては、清掃しなければならない。

(業務場所の名称及び所在地)

3 名 称 うるま市民芸術劇場

所在地 うるま市字仲嶺 175 番地

名 称 うるま市生涯学習・文化振興センター

所在地 うるま市字仲嶺 187 番地

名 称 石川地区公民館

所在地 うるま市石川曙 2 丁目 1-52

名 称 きむたか交流プラザ（きむたかホール、シビックセンター）

所在地 うるま市勝連平安名 3071 番地

(業務期間)

4 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（3 カ年）

(ごみの分別)

5 施設から排出されるごみの分別及び搬出方法は次の通りである。

【種類】

(1) もやせるごみ

(2) もやせないごみ

(3) 有害ごみ

(4) カン類

(5) びん類

(6) ペットボトル

(7) 古紙類

【搬出方法】

指定袋に詰めて出す。

指定袋に詰めて出す。

有害ごみのカゴに入れて出す。

カン類のカゴに入れて出す。

びん類のカゴに入れて出す。

指定袋に詰めて出す。

紙紐で縛って出す。

(収集日)

6 分別されたごみについて、協議のうえ収集日を別に指定する。ただし、収集回数については、下記のとおりとする。

(1) もやせるごみ

週 2 回

(2) 前条 (2) ~ (7) のごみ

週 1 回

(排出量)

7 予想されるごみの排出量は、150 k g／週（一施設当たり最大量）とし、第 5 条（3）以下については、250 k g／回（一施設当たり最大量）を目安とする。

8 この業務委託の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約である。